

昭和二十九年五月二十一日受領  
答 弁 第 一 九 号

(質問の 一九)

内閣衆質第一九号

昭和二十九年五月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員勝間田清一君提出駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員勝間田清一君提出駐留軍キャンプ内よりの汚水排出によるでん粉汚損等の被害に

関する質問に対する答弁書

一 東富士演習場ミドルキャンプ内より芹沢川へ排出される汚水が下流の原里村農業協同組合経営に係るでん粉工場用水に与える影響については、地元民と協議の上、現存の排水路を他に転換する等の措置を講じ、これを解決すべく努力している。

二 農業協同組合の経営するこの種第二次加工業に与える損失は現行特別損失補償法第一条に規定する農業経営上の損失とは認め難いので、本件については、直ちに特別損失補償法適用による補償措置は講じ得ないが、前記一とあわせ関係各省間において研究中である。

右答弁する。